

令和4年度第1回国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和4年5月23日（月）19時～
場 所 芽室町役場 2階 第7・8会議室

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名委員指名
- 5 報告事項
 - (1) 令和3年度芽室町国民健康保険特別会計決算見込みについて
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免について
 - (3) 特定健康診査個人負担金の改定について
- 6 町長諮詢
- 7 議 事
 - (1) 国民健康保険税率の改正及び国民健康保険法施行令並びに地方税法施行令等の一部改正に伴う芽室町国民健康保険税条例の一部改正について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により減収となる者に対する保険税減免措置の延長に伴う芽室町国民健康保険条例の一部改正について
- 8 会長答申
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

令和3年度 岁入歳出予算決算見込み 事項別明細書総括表

国民健康保険特別会計

(単位:千円)

歳 入					歳 出				
款	令和3年度 当初予算額	令和3年度 決算見込額	比 較	備 考	款	令和3年度 当初予算額	令和3年度 決算見込額	比 較	備 考
1 国民健康保険税	754,288	707,576	△ 46,712	R4.5.1現在	1 総務費	53,652	43,557	△ 10,095	人件費、事務費、国 保税算定事務費
2 国庫支出金	7,662	16,465	8,803	国庫交付金 保険事業交付金	2 保険給付費	1,164,005	1,270,265	106,260	療養給付費・高額療養費・出 産育児一時金・葬祭費
3 道支出金	1,178,850	1,346,713	167,863	R2との比較 普通交付金 80,399千円増 道交付金 8,496千円減 (被保険者数の減、交付金要綱 変更等による減額)	3 国民健康保険 事業費納付金	842,202	842,202	0	北海道への納付金
4 繰入金	153,644	145,564	△ 8,080	基盤安定繰入金 一般会計繰入金	5 保健事業費	22,795	20,223	△ 2,572	特定健診・保健指導 受診勧奨・医療費通知発送
5 繰越金	1	204,322	204,321	R2 繰越金	6 諸支出金	2	5,002	5,000	返還金・過年度還付金・病院 事業会計繰出金
6 諸収入	587	3,185	2,598	延滞金・療養費返還金等	7 予備費	12,374	0	△ 12,374	
					8 次年度繰越金	0	242,575	242,575	R3年度繰越金として R4年度歳入へ
歳 入 合 計	2,095,032	2,423,825	328,793		歳 出 合 計	2,095,032	2,423,825	328,793	

〈 収 支 〉

歳入決算見込額	2,423,825千円
歳出決算見込額	2,423,825千円
歳入歳出差引額	0千円

令和4年度 岁入歳出予算案 事項別明細書総括表

国民健康保険特別会計

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
款	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算との比較	款	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算との比較
1 国民健康保険税	754,288	735,174	△ 19,114	1 総務費	53,652	45,927	△ 7,725
2 国庫支出金	7,662	8,258	596	2 保険給付費	1,164,005	1,275,958	111,953
3 道支出金	1,178,850	1,292,809	113,959	3 国民健康保険 事業費納付金	842,202	800,765	△ 41,437
4 繰入金	153,644	151,619	△ 2,025	4 保健事業費	22,795	22,819	24
5 繰越金	1	30,000	29,999	5 諸支出金	2	2	0
6 諸収入	587	639	52	6 予備費	12,374	73,028	60,654
				共同事業拠出金 (R4は予算なし)	2	0	△ 2
							0
歳 入 合 計	2,095,032	2,218,499	123,467	歳 出 合 計	2,095,032	2,218,499	123,467

〈 収 支 〉

歳入決算見込額 2,218,499千円

歳出決算見込額 2,218,499千円

歳入歳出差引額 0千円

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税減免について

減免件数

	申請件数	該当件数	非該当件数	減免金額
R 2	29件	25件	4件	3,986,600円
R 3	18件	9件	9件	1,531,800円

※非該当の主な理由については減少割合が10分の3に満たなかったため

特定健康診査個人負担金の改定について

【改定内容】

- *改定前 健診費用の3割負担
- *改定後 一律1,000円負担

【主な理由】

- *個人負担を抑えることで受診しやすい環境を整える
- *医療機関への事務負担の軽減

受診率の推移 ※R 3は3月末時点のため確定ではありません

	H 3 0	R 1	R 2	R 3
健診対象者数(人)	3,352	3,247	3,255	3,137
健診受診者数(人)	1,207	1,226	1,106	1,121
受診率(%)	36.0	37.8	34.0	35.7

令和4年度 国民健康保険税条例改正の概要について

■保険税率等の改正について

1 改正の概要

国民健康保険税条例について次のとおり改正します。

＜地方税法等の一部改正に伴う改正＞

- (1) 課税限度額の引き上げ
- (2) 未就学児に係る均等割額の減額措置

＜国保事業費納付金額の確定に伴う改正＞

- (3) 国民健康保険税率の改正

2 地方税法等の一部改正に伴う改正

(1) 課税限度額の引き上げ

【経過等】

『国民健康保険税（以下「国保税」という。）の負担の公平性を確保する観点から、相当の高所得者であっても国保税の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険税の賦課限度額を引き上げるべきである』という社会保障制度改革国民会議の報告書を受け、段階的に引き上げを行っているところです。

令和4年度については、医療給付費等の増加が見込まれる中で、限度額の超過世帯割合が被用者保険に近づくように引き上げを行い、中間所得層と高所得層の引上げ幅の公平を図ります。

【改正内容】

- 医療分 課税限度額 (改正前) 63万円 → (改正後) 65万円
- 後期高齢者支援金 課税限度額 (改正前) 19万円 → (改正後) 20万円

※介護納付金限度額は据置きとなります

(2) 未就学児に係る均等割額の減額措置

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組みとして、国保制度において未就学児の均等割保険税を軽減するものです。

【改正内容】

- 対象：国保加入の全世帯の未就学児
- 軽減：当該未就学児に係る均等割保険税について、5割を公費により軽減する
※7割・5割・2割軽減世帯の場合、軽減後の半分を減額する
- 公費：負担割合は、国1/2、北海道1/4、町1/4

均等割額は「令和4年度芽室町国民健康保険税率等について」を参照ください。

3 国保事業費納付金額の確定に伴う改正

【経過等】

令和4年度事業費納付金額が確定し、道から標準保険税率が示されました。

この標準保険税率を参考に、所得額等を踏まえながら、令和4年度の国民健康保険税率を決定するものです。

【改正内容】

「令和4年度芽室町国民健康保険税率について」を参照ください。

4 施行期日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用します。

なお、今回の改正内容については、令和4年度以後の国保税課税分から適用することとし、令和3年度分までの国保税については、これまでの規定が適用されることとなります。

令和4年度茅室町国民健康保険税率等について

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.59%	63万円
均等割	24,623円	
平等割	25,973円	

【税率改正後】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.93%	65万円
均等割	25,600円	
平等割	26,049円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.61%	19万円
均等割	8,634円	
平等割	9,107円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.63%	20万円
均等割	8,644円	
平等割	8,796円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.86%	17万円
均等割	8,529円	
平等割	6,644円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.88%	17万円
均等割	8,555円	
平等割	6,640円	

■未就学児均等割軽減

全世帯の未就学児を対象とし、当該未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減する。

(単位：円/人)

世帯所得による 軽減割合 (医療+支援分)	法定軽減額	未就学児 均等割軽減分	合計軽減額
軽減なし	-	17,122	17,122
2割軽減	6,849	13,698	20,547
5割軽減	17,122	8,561	25,683
7割軽減	23,971	5,137	29,108

※軽減がない場合、医療分と支援分の均等割額は、 $25,600 + 8,644 = 34,244$ 円である。

令和4年度 国民健康保険税率について（試算）

令和4年度納付金額 本算定（確定係数）

・町から北海道へ支払う金額 **800,763,000 円 ①**

法定繰入

・保険基盤安定繰入金 保険税軽減分 60,008,000 円

保険者支援分 37,523,000 円

保険者努力支援分 11,520,000 円

計 **109,051,000 円 ②**

① - ② 必要収納額 691,712,000 円

(道試算必要収納額 715,695,405 円)

【令和4年度標準保険税率】 国保世帯数：2,415 被保険者数：4,785 人 4/1 現在

	所得割額	均等割額（1人）	平等割額（世帯）	課税限度額
医療分	7.93%	25,600 円	26,049 円	65 万円
支援分	2.63%	8,644 円	8,796 円	20 万円
介護分	1.88%	8,555 円	6,640 円	17 万円

調定見込額 730,084,600 円

収納率（98.2%）による収納見込額 716,943,077 円

モデル世帯における令和3年度・令和4年度 年税額の比較

モデル世帯保険税例	令和3年度 標準保険税率	令和4年度 標準保険税率
例1：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得600万 軽減なし世帯	905,100	940,700
	令和3年度年税額との差	35,600
例2：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得500万 軽減なし世帯	794,700	817,400
	令和3年度年税額との差	22,700
例3：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得400万 軽減なし世帯	674,100	693,000
	令和3年度年税額との差	18,900
例4：夫婦2人40代 子ども2人(未就学) 課税所得300万 軽減なし世帯	553,500	534,400
	令和3年度年税額との差	▲ 19,100
例5：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得250万 軽減なし世帯	493,200	506,400
	令和3年度年税額との差	13,200
例6：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得150万 2割軽減世帯	334,200	343,000
	令和3年度年税額との差	8,800
例7：夫婦2人70歳 課税所得50万 5割軽減世帯	101,700	104,300
	令和3年度年税額との差	2,600
例8：単身70歳 所得なし 7割軽減世帯	20,400	20,600
	令和3年度年税額との差	200

■新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免について

1 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置の期間延長に伴う条例改正

2 減免内容

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を

負った世帯 ⇒ 保険税全額を免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する

世帯 ⇒ 保険税の10分の2～全額を免除

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等を除く）が、前年の事業収入の10分の3以上であること

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、保険税の全額を免除する。

3 減免対象

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、納入期限がある令和4年度分の保険税

※特別徴収（年金天引き）の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日が、令和4年4月1日～令和5年3月31日であるもの

4 減免の算定

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険税額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険税減免額}$$
$$(A \times B / C) \quad (d)$$

【表1】対象保険税額 = $A \times B / C$

A	当該世帯の被保険者全員の保険税額
B	世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る 前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額)
C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全 部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2